

インフルエンザによる欠席期間の報告書

愛輝幼稚園

- インフルエンザと診断された場合は幼稚園へご連絡下さい。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登園できません。
 - ① 発症した後5日経過している
 - ② 熱が下がった後3日経過している
 (学校保健安全法施行規則第19条) ※この間は「出席停止」の扱いになります。
- 登園する日に、必要事項を記入したこの報告書を幼稚園に提出して下さい。
(医療機関で書いてもらう必要はありません。)

愛輝幼稚園 園長あて

《インフルエンザ罹患者》 _____ 組 _____ 名前 _____

保護者名 _____

※発症後、最低5日間は登園できません

《例》	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26		
熱が下がった日に○		○	1日目	2日目	3日目		登園可		
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	3日目	登園可

※熱が下がった後3日を過ぎるまでは登園できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									

《受診した医療機関》 _____ 《受診日》 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診して下さい。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにして下さい。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに応答しない時は、至急、病院を受診して下さい。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残る時は、再度受診してください。